

家庭ごみの収集について

令和6年9月
環境部 廃棄物減量推進課

【目次】

- 1 家庭ごみ収集曜日の変更について
・・・・・・・・ 3頁
- 2 まちなかのごみ収集車、施設における
火災防止対策について
・・・・・・・・ 9頁

1 家庭ごみ収集曜日の変更について

(1) 概要

市が行う家庭ごみ（定期）収集において、
下記のとおり変更いたします。

変更時期：令和6年10月1日（火）から

変更内容：土曜日の収集をとりやめ、収集曜日を
再編いたします。

対象地域：長等学区、瀬田南学区、瀬田北学区
を除くすべての学区（計33学区）

1 家庭ごみ収集曜日の変更について

(2) 収集曜日を変更する理由

社会における週休二日制の定着に伴う収集従事員の働き方改革を推進し、将来にわたる人材の確保を期する観点から、土曜日の収集をとりやめ、これに伴う収集曜日の再編を実施いたします。

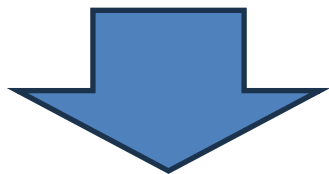
1 家庭ごみ収集曜日の変更について

変更を行う対象学区における人口・世帯数

人口 約29万7千人

世帯数 約13万7千世帯

令和6年8月1日現在 ※長等・瀬田南・瀬田北学区を除いた数値



収集曜日の変更に伴う地域の混乱を未然に防ぎ、
良好な生活環境と公衆衛生を確保するためには市民周知が不可欠

1 家庭ごみ収集曜日の変更について

(3) 市民周知に関する取組

- ① 新たな収集曜日を記載したリーフレットの全戸配布
【9月13日に配布完了（予定）】



- ② ごみ分別アプリ「分けなび」、広報おおつ、ホームページ等を活用した周知
- ③ 地域広報誌（リビング滋賀9月21日号、びわこと10月号）への記事掲載

1 家庭ごみ収集曜日の変更について

(4) 地域団体への説明（実績）

- ①大津市自治連合会定例会　：7月　2日（火）
- ②平野学区自治連合会定例会：7月26日（金）
- ③和邇学区自治連合会定例会：8月　9日（金）
- ④逢坂学区自治連合会役員会：9月13日（金）
- ⑤牧町自治会（出前講座）　：9月26日（木）

1 家庭ごみ収集曜日の変更について

(5) 影響と対策

<影響>

集積所への到着時間が前後する場合があります。

<対策>

全戸配布するリーフレットやごみ分別アプリ「分けなび」、広報おおつ等を通じ、予め収集時間が変わる恐れについて、理解を呼び掛けています。

2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

(1) 原因の一つである「小型充電式電池」とは

乾電池のような使い切り電池とは異なり、繰り返し充電し使える電池を指し、二次電池とも言います。スマートフォン、モバイルバッテリー、コードレスの家電製品など様々な製品に使用されています。

小型充電式電池は、資源有効利用促進法に基づき、**製造メーカーや輸入事業者に自主回収、リサイクルが義務づけられており、市では、市内の販売店に対し、円滑な回収について協力を要請しています。**

2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

小型充電式電池の具体例

モバイルバッテリー



ワイヤレスイヤホン、ハンディファンなど
内蔵されている充電電池

膨張しているバッテリー



充電電池単体



電動工具のバッテリー



2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

(2) 小型充電式電池が原因となる火災と影響

- ① 小型充電式電池は、破損、変形、衝撃を受ける等により、発熱、発火する危険性が高くなります。
- ② 近年、小型充電式電池そのものや電池が装着されたままの小型家電製品が燃やせないごみ等、定期収集ごみに排出され、**まちなかの収集車両やごみ処理施設において、火災が発生しています。**
- ③ 深刻な場合、**損害を受けた車両は使用不能となり、収集能力が長期間低下することや、施設の補修に伴う操業停止等の影響が生じる恐れがあります。**

2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

ごみ収集車火災の原因と構造



回転板

回転板による巻き込み時の衝撃により
ごみ投入口付近で発火

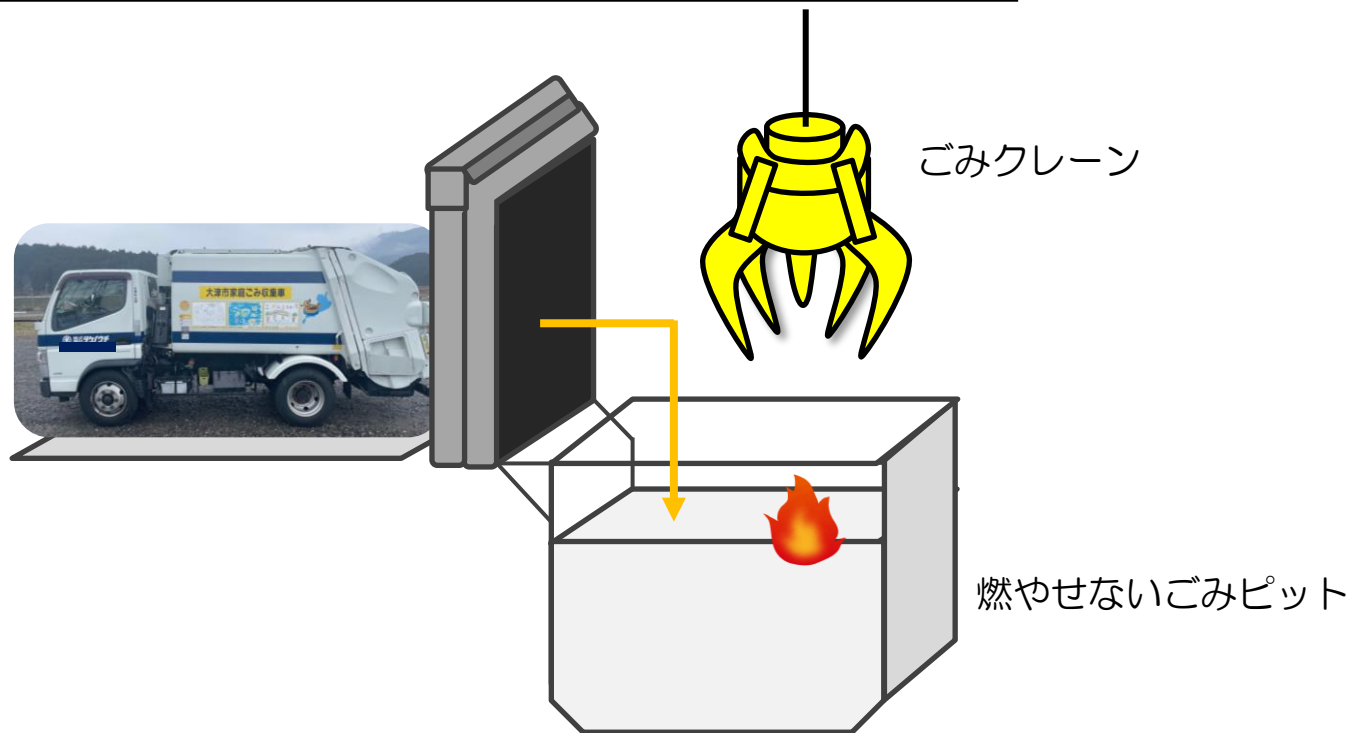


押し込み板

投入後の押し込み板による圧縮により
荷箱の中で発火

2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

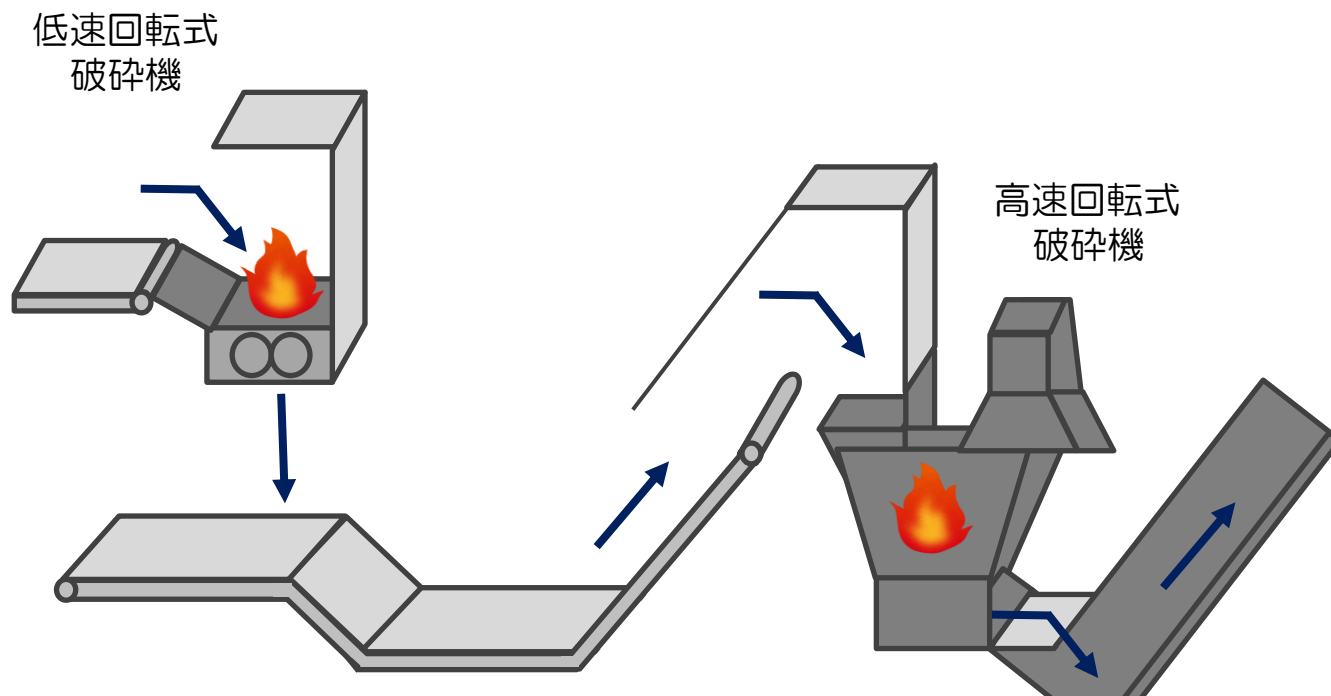
ごみ処理施設での火災の原因と構造①



クレーン操作時につかんだ衝撃で発火するため、火災によって施設の設備が破損し、ごみ処理ができなくなる可能性があります。

2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

ごみ処理施設での火災の原因と構造②



破砕機の衝撃で発火するため、火災によって施設の設備が破損し、
ごみ処理ができなくなる可能性があります。

2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

小型充電式電池が原因とみられる火災

令和4年度 4回（ごみ収集車火災3回、施設火災1回）

令和5年度 2回（ごみ収集車火災1回、施設火災1回）

令和6年度 1回（ごみ収集車火災1回）



2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

(3) 小型充電式電池が定期収集ごみに混入する背景

①資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）第26条、資源有効利用促進法施行令第6条により、**小型充電式電池及びこれを使用する製品の製造事業者並びに輸入販売事業者には、自主回収と再資源化（リサイクル）が義務づけられています。**

②しかし、自主回収の拠点となる販売店に関する情報が行き渡っていないことや、取り外しが困難な製品があること等課題があります。

2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

回収されない製品が存在することについて

資源有効利用促進法に基づき小型充電式電池及びこれを使用する製品の製造業者並びに輸入販売事業者により構成される団体（一般社団法人JBR C）による回収・リサイクルシステムが構築されました。しかし、**JBR C非会員企業が製造・販売したもの、膨張・破損したもの、機器に内蔵され取り外しのできないものなど回収対象外とされるものがあります。**こうした回収対象外品を中心に、定期収集ごみに混入する恐れがあると考えています。

2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

(4) 火災を防ぐための対策

収集車両と施設の火災を防ぐため、令和6年7月より、「びん」の収集日において

販売店で回収されない小型充電式電池等の収集を開始しました。

対象とするごみ

- ①販売店で回収されない小型充電式電池
- ②小型充電式電池の取り外しが困難な小型家電製品
(充電式ハデ ィアソ、電気シェーバー、電動歯ブラシなど)

2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

収集した小型充電式電池等の処理

- ①販売店で回収されない小型充電式電池
→民間処理業者を通じた広域（廃乾電池等）処理システム
- ②電池の取り外しが困難な小型家電製品
→国の認定を受けた民間処理業者等が営む小型家電リサイクル法に沿った広域回収・処理システム
安全かつ適正に処理できる事業者への引き渡しに努めていますが、資源有効利用促進法に基づくものではなく、処理に伴う財政負担が伴います。

2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

出し方の注意点

- ①「びん」と「小型充電式電池等」は袋（大津市指定家庭用ごみ袋）を分けて出してください。
- ②ショート（短絡）を防ぐため金属端子部をテープなどで絶縁してください。
- ③できるだけ電池を取り外していただき、取り外せない場合は無理せず製品ごと出してください。

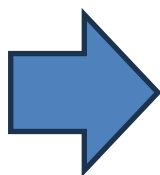
2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

収集日を「びん」の日とした理由

「びん」の日に使用する大型トラック（平ボディ車）であれば、強い衝撃が加わることなく、安全にごみ処理施設まで運ぶことができます。



ごみ集積所



平ボディ車への積み込み



平ボディ車

2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

収集実績

①環境美化センター

7月：0.05 t

8月：0.15 t

②北部クリーンセンター

7月：0.05 t

8月：0.12 t



施設での
選別作業



施設での荷下ろし作業



施設での保管状況

2 まちなかのごみ収集車、施設 における火災防止対策について

(5) 国等への要望

回収システムの補強や製造事業者等による対策の強化が図られるよう、国や関係事業者に働きかけられるよう要望しています。

(滋賀県市長会、全国都市清掃会議)